

建設現場における「快適トイレ」導入試行要領

1. 目的

建設現場の仮設トイレについては、一般的に和式型が利用されているが、建設現場で働く女性が増える中、男女ともに働きやすい職場環境の構築が課題となっている。

このため、奈良県においても、建設現場における職場環境改善の一環として、建設現場における仮設トイレに「快適トイレ」を導入試行することとする。

また、建設現場での快適トイレの普及により、災害時における避難所等への設置も広がるという効果を期待するものである。

2. 対象工事

建設工事現場における「快適トイレ」導入試行要領の対象工事は、県土マネジメント部において発注する当初工期が3ヵ月以上（工場製作期間を除く。）の土木工事とし、特記仕様書に明記するものとする。

ただし、維持工事等は除くものとする。

3. 定義と仕様

・仮設トイレ

従来の従来の仮設トイレ（和式型）のこと。

仮設トイレ（和式型）の賃料、運搬・設置・撤去費用、点検費用、汚物処理費、水道使用料について、積算基準では、共通仮設費及び現場管理費の率計上分に含まれている。

・快適トイレ

以下の（１）～（１１）の仕様を満たす仮設トイレ。

なお、（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス

- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様，付属品】

- (12) 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4. 実施の流れ

- (1) 受注者は、快適トイレの導入の希望の有無について、原則工事着手前に工事打合簿（別紙1）により発注者と協議し、快適トイレの導入を希望する場合は、快適トイレ標準仕様の内容が確認できる資料を添付する。監督職員は、快適トイレ標準仕様の内容が確認できた場合に費用計上の対象とするものとする。
快適トイレ標準仕様を備えていないトイレは、快適トイレとして取り扱わないこととする。
- (2) 受注者は、快適トイレを設置した場合、「快適トイレ設置報告書」（別紙2）と快適トイレ設置に要した費用（基本料金（整備費）及び1ヶ月料金）の見積書を監督職員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、施工中においては設置した快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督職員に提出しなければならない。

5. 快適トイレに要する費用

- (1) 快適トイレに要する費用は、設計変更で計上するものとする。費用は共通仮設費の営繕費に積み上げ計上する。
- (2) 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ計2基／工事（施工箇所）※2まで計上できるものとする。（102,000 円／2基・月が上限）
 - ※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000 円／基・月（従来品）を除いた額。
 - ※2：「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。
- (3) 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。（管理費区分の設定は行わない）

- (4) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限る、1ハウスで102,000円／基・月上限まで計上可能とする。
- (5) 運搬、設置、撤去、点検及び汚物処理等の営繕に要する費用は共通仮設費の率分、水道使用等の動力・用水光熱費に要する費用は現場管理費の率分に含むものとし、「積算上の差額」の対象としない。

6. 発注における特記仕様書

特記仕様書の記載例については、以下のとおりとする。

【特記仕様書】記載例

第〇条 現場環境改善（快適トイレ試行設置）について

本工事は、建設工事現場における「快適トイレ」導入試行の対象工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している『建設工事現場における「快適トイレ」導入試行要領』により行うものとする。

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの導入を希望する場合、原則工事着手前に工事打合簿（別紙1）に上記「1. 内容」を満たすことを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について発注者と協議することとし、変更時において、支出実態のわかる資料を提出するものとする。

なお、協議なく設置した場合には設計変更の対象とはしない。

快適トイレに要した費用は、監督職員と協議の上、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

また、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。ただし、男女別一体型の場合は、男女別の入口となっている場合に限りこれを2基とみなすものとする。

運搬、設置、撤去、点検及び汚物処理等の営繕に要する費用は共通仮設費の率分、水道使用等の動力・用水光熱費に要する費用は現場管理費の率分に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 実績の確認

受注者は、快適トイレを設置した場合、「快適トイレ設置報告書」（別紙2）と快適トイレ設置に要した費用（基本料金（整備費）及び1ヶ月料金）の見積書を監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、施工中においては設置した快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。

4. その他

快適トイレの流通の関係上、仕様に沿ったトイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

附則

この要領は、平成29年7月27日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

この要領は、令和4年2月28日から施行する。

この要領は、令和7年8月1日から施行する。